

2008年（平成20年）

第4期科学技術基本計画への日本学術会議の提言

平成21年(2009年)11月26日 日本学術会議

日本の展望委員会

「総合科学技術会議が科学技術基本法に基づいて5年ごとに取りまとめる「科学技術基本計画」は既に3期15年を数え、「科学技術創造立国」を柱に据えて、我が国の経済的困難の中で科学技術予算の確保、科学技術の強化に重要な役割を果たしてきた。その中心課題は、そこで用いられている「科学技術」(science based technology)という日本独特の言葉に代表されるように、産業に結びつく応用的・技術的研究の強化、科学研究投資の重点化などにあり、その面では所期の効果を上げてきたと言えよう。しかし、それを支えるはずの基礎科学や人文・社会科学を含む研究、すなわち学術研究の長期的な推進強化のための政策については、基本的な重要性への言及に止まり、具体的政策を示してきたとは言えず、現状では日本が内外に対して果たすべき役割を担う「科学技術創造立国」の実現は、困難と言わざるを得ない。さらに、法人化された大学等における新たな問題も加わるなど、第4期計画が直面する課題は多く、大きい。

「学術」は、自然科学から人文・社会科学の領域に及ぶ知的・文化的営みを包括的に捉えたキーワードとして、長年我が国に定着している言葉である。すなわち学術とは、「あらゆる科学分野における知識体系とそれを実際に応用するための研究活動」を総称するものであり、幅広い知的創造活動を意味する。従って、学術は基礎科学・応用科学とともに人文・社会科学を包含するものである。人類は学術の探求を通して新しい知を生み出し続け、それに基づく応用・技術を通じて、今日の位置を築いた。学術は多元化した学問・人類の知的活動を統合する総称であって、そのあり方は人類の基盤をなす活動として総合的かつ多様に追究されなければならない。日本学術会議の存立基盤および使命もそこに根ざしている。科学技術創造立国を標榜する我が国がグローバル化の潮流と変動の中で明治の国以来とも言える変化・変革の時期を迎えている今日、学術の長期的文脈の下に「科学技術」をしっかりと位置づけ、新しい、国際性豊かで独立性・独創性に満ちた科学・技術(science and technology)の発展を目指すことは、極めて重要な国家的課題である。」

(全文は以下を参照、<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-21-t85-1.pdf>)

2010年（平成22年）

日本の展望——学術からの提言 2010

平成22年（2010年）4月5日

日本学術会議

概要

「提言8：学術政策における専門家と日本学術会議の役割の強化

日本の学術政策が、長期的視点、計画性、国際的視点を確保し、学術と社会の複雑化する関連を視野に置いて立案、作成されるためには、政府と科学者コミュニティ、その代表機関である日本学術会議との協働が重要である。科学技術基本法体制とその下での政策をより総合的な新たな学術政策に発展させるために日本学術会議の責任は大きく、その役割を格段に強化すべきである。」（v頁）

「科学技術は、二つの点において、学術のコンセプトを狭隘にするものである。一つは、科学技術基本法が示しているように、人文・社会科学の知的営みを含まないこと、そしてもう一つは、自然科学の中でも、技術開発志向の科学、科学を基礎とした技術（science based technology）に主要な関心を示していることである。「科学技術」という用語は、「科学・技術（science and technology）」という国際的な一般的用語と異なることも注意しなければならない。」（4頁）

「科学技術基本法の制定および科学技術創造立国の政策は、我が国の科学技術にとって画期的であったと言ってもよい。特に、政府の方針が明確化され、さらに研究設備や組織、そして法制度が整備された。しかし一方、科学者コミュニティが主体的に科学技術政策の立案に関与するという面では、日本学術会議の役割の縮小も含めて後退してきたと言わざるを得ない。また、この中で、短期的な成果がより強く問われるようになり、長期的な展望に立つ学術の振興は次第に影が薄くなってきた。特に哲学や歴史学などの人文学分野を含めて学術の基礎をなすような分野は、存続の危機すら言われている。2004年に国公立大学の法人化が行われ、大学の基礎予算である運営費交付金は、一定の割合で減額されてきた[44]。一方、競争的資金の伸びも決して十分ではなく、その結果、小規模大学は財政的に非常に苦しい状態となり、人員削減も加わって、多くの研究・教育の現場で活力が低下した。こうして基礎研究の基盤が縮小して行く一方、日本の科学水準を押し上げてきたボトムアップによる基礎科学の大型計画も進まなくなり、日本の学術は全体として活力を失いつつある。」（30-31頁）

「(3) 人文・社会科学の位置づけとその展望—総合的学術政策の必要性

人文・社会科学は、第3章(2)節で見たように、人類社会と日本社会に対する学術研究の貢献において独自の発展を遂げつつ、かつ自然科学系の諸科学との連携・協働、さらには文理の統合研究領域の展開において社会と人間への視野から舵取りの役割を果たすことを展望している。国の学術政策は、このような人文・社会科

学の役割を適切に位置づけて学術を総合的に発展させるものでなければならない。

そのためには、人文・社会科学としての学術研究の固有性を踏まえる視点が重要である。科学技術基本法体制の下では、学術研究に関わる制度・政策が科学の技術的・産業的応用の推進を本位として策定され、それが一般化されて、基礎的自然科学のみならず、人文・社会科学にもそのまま適用されるという傾向が強く見られる。また、研究資金を配分するための競争的資金の制度、学術研究プロジェクトのあり方、研究成果の求め方、研究業績評価や研究者養成のあり方など、具体的制度運用について、自然科学モデルへの準拠主義が広く認められる。その「自然科学モデル」もさらに「科学技術」本位による問題性を含んでいる。これらの政策と制度運用は、人文・社会科学の独自の発展とその舵取りとしての機能を促進し学術の総合力を高めるために、その固有性に対応したものに改善されなければならない。」(33-34 頁)

(全文は以下を参照、<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-21-tsoukai.pdf>)

勸告 総合的な科学・技術政策の確立による科学・技術研究の持続的振興に向けて

平成 22 年(2010 年)8 月 25 日

日本学術会議

勸告

政府は今般、内閣府に設置されている総合科学技術会議の在り方について改善方策の検討を開始したところである。これに際し、日本学術会議は、さきに政府に提出した「日本の展望——学術からの提言 2010」(平成 22 年 4 月 5 日日本学術会議総会で採択。以下「日本の展望 2010」という。)を踏まえつつ、人文・社会科学を含む長期的かつ総合的な科学・技術政策の確立による科学・技術研究の持続的振興を期して、総合科学技術会議の在り方の改善方策に係る具体的検討に寄与するため、この勸告を行うものである。

我が国の成長戦略の鍵を握るイノベーション政策は、単に科学・技術政策にとどまるものではなく、税制や雇用政策などを含んで広く社会経済的な政策として構想することが適当である。

これに対して科学・技術政策は、イノベーションの機会の創出につながる基礎科学を含む全体としての科学・技術研究の持続的振興を目指すべきものであり、そのため総合科学技術会議の在り方の再検討を機として、科学技術基本法(以下「法」という。)の見直しを行い、次の内容を盛り込むことを勧告する。

1. 法における「科学技術」の用語を「科学・技術」に改正し、政策が出口志向の研究に偏るという疑念を払拭するとともに、法第 1 条の「人文科学のみに係るものを除く。」という規定を削除して人文・社会科学を施策の対象とすることを明らかにし、もって人文・社会科学を含む「科学・技術」全体についての長期的かつ総合的な政策確立の方針を明確にすること。
2. 法において策定することとされている科学技術基本計画は、科学・技術研究の長期的かつ総合的な政策を確立し、科学・技術研究の持続的振興を図るべく「科学・技術振興 基本計画」と改称すること。計画の対象となる事項については、従来の関連法規定(法 第 9 条第 2 項第 1 号等)を改正して、「基礎科学の推進」、

「人文・社会科学の推進」及び「開発研究等の推進」並びに「研究基盤の強化」を法に明記し、それぞれの課題を明確に位置付け、同時に科学・技術研究の統合的な発展を図ることとし、科学・技術研究の持続的振興のために長期的かつ総合的な政策を打ち出すべきこと。

3. 「科学・技術振興基本計画」の対象となる事項として、科学と技術の全領域にわたる「次世代研究者等の育成・確保」及び「男女共同参画の推進」が重要であり、これに関して長期的かつ総合的な施策を定めるべきことを法に明記し、同施策の強力かつ計画的な推進を図ること。
4. 「科学・技術振興基本計画」の策定に当たっては、あらかじめ、「わが国の科学者の内外に対する代表機関」（日本学術会議法第2条）である日本学術会議の意見を聴くものとする。

(全文は以下を参照、<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-21-k102-1.pdf>)

2015 年（平成 27 年）

提言 第 5 期科学技術基本計画のあり方に関する提言

平成 27 年(2015 年)2 月 27 日 日本学術会議

学術の観点から科学技術基本計画のあり方を考える委員会

「日本学術会議はかねてから、科学技術基本計画の根拠法である科学技術基本法における「科学技術」概念の 2 つの問題性を指摘してきた。1 つは、「科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）」と明記することによって、自然科学と関連する限りで取り上げる余地を残しながらも、基本的には人文・社会科学を除外していること、もう 1 つは、主要な関心が自然科学の中でも技術開発志向の科学、科学を基礎とした技術（science based technology）に置かれていることである。そこで、「総合的な科学・技術政策の確立による科学・技術研究の持続的振興に向けて」（2010 年 8 月）と題する勧告を発し、「法における『科学技術』の用語を『科学・技術』に改正し、政策が出口志向の研究に偏るという疑念を払拭するとともに、法第 1 条の『人文科学のみに係るものを除く。』という規定を削除して人文・社会科学を施策の対象とすることを明らかにし、もって人文・社会科学を含む『科学・技術』全体についての長期的かつ総合的な政策確立の方針を明確にすること」を求めた[6]。

第 4 期科学技術基本計画は、「科学技術」とは「科学及び技術」をいう（1 頁）とするとともに、イノベーションの源泉となる科学技術の振興（6 頁）、文献・資料の電子化及びオープンアクセスの推進（39 頁）、生命倫理や原子力の安全性などをめぐる倫理的・法的・社会的対応（41 頁）といったいくつかの文脈において、人文・社会科学にも直接間接に言及している[5]。このような方向を発展させ、科学と技術とを相対的に区別したことの含意を一層明確にするとともに、人文・社会科学について断片的に言及するにとどまらず、それを「科学」にとって不可欠の構成要素として正面から位置づけることが強く求められている。」